○戸田市児童福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 27 日 条例第 5 号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項 及び子ども・子育て支援に 関する事項 を調査審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 児童福祉について識見を有する者
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども青少年部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年 条例第 5 号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19 年 条例第 28 号) 抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成 25 年 条例第 36 号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する

戸田市児童福祉審議会委員名簿(平成25年11月19日現在)

	関係機関等	氏 名
1	子ども会育成連合会の代表	ヨネクラ ヒロコ
		米倉 裕子
2	母子生活支援施設の代表	ナカ゛ツカ ヒロユキ
	(むつみ会代表)	永塚 博之
3	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表	र्रापुर्भ । ५५७
		飯田 登志子
4	私立幼稚園協会の代表	シハ゛サ゛キ ハルキ
	(戸田幼稚園園長)	芝崎 春樹
5	私立保育園の代表	ナカムラ シンシ゛ョウ
	(ささめ保育園園長)	中村 信成
6	認可外保育施設の代表	ユチ コウイチロウ
	(保育所ちびっこランド)	湯地 浩一朗
7	子育て当事者	ナカノ ヤスコ
	(子育てサークルの代表)	中野 康子
8	南児童相談所の代表	タカハシ ヒトシ
	(副所長)	高橋 均
9	川口保健所の代表	ミシナ マサコ
	(保健予防推進担当)	三品 雅子
10	校長会の代表	アオヤキ゛マサヒコ
	(笹目小学校校長)	青柳 正彦
11	PTA連合会の代表	ト゛ヒ ミナコ
	会長	土肥 美奈子
12	戸田市社会福祉協議会	ネモト ヒロノフ゛
		根本 浩伸